明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務三九）　一
○法務省関係国家戦略特別区域法施行規則（同四〇）　二
○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（法務・厚生労働一）　三
○電力取引監視等委員会事務局組織規則（経済産業六二）　三

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三〇一、三〇二）　四
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（法務四四五）　四
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二七六）　四
○平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同二七七）　四
○平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二七八）　四
○平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同二七九）　四
○経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行う件（経済産業一七六）　五
○経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行う件（同一七七）　五
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通九六三）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三三二～三三四）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇八）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局九二）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一一五、一一六）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
人事院　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（石川労働局最低賃金公示一、香川同一）　八
国家試験
第百一回薬剤師国家試験の施行（厚生労働省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他
商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。　一〇

平成二十七年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「気仙沼支局」を「塩竈支局、古川支局、気仙沼支局、大河原支局、登米支局」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年九月十四日から施行する。

省　令

○法務省令第三十九号

登記事務委任規則の一部を改正する省令

○法務省令第四十号

法務省関係国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第四十条及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十八条第一号並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項及び第七条の二の規定に基づき、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子

法務省関係国家戦略特別区域法施行規則

（用語）

第一条　この省令で使用する用語は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「入管法施行規則」という。）で使用する用語の例による。